

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険付加給付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は介護保険付加給付に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

港区長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険付加給付に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、介護保険に関して、区独自に行う事務のうち、条例で定める以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 (介護保険に関する助成・認定等業務のうち、区が独自で実施する事務) ①介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成に関する業務 ②介護保険サービス利用者負担額助成に関する業務 ③利用者負担額軽減実施法人助成事業に関する業務
③システムの名称	1.介護保険システム 2.税務システム 3.システム共通基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険付加給付事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第1項 別表第二第1項、第38項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第9号 2. 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第1項 別表第二第1項、第38項 3. 港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 4. 港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部 介護保険課 介護給付係 電話番号 03-3578-2877

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2.(仮称)港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護、利用及び提供に関する条例	2.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項 別表第一第1項 第11条の2第2項 別表第二第1項、25項	事後	「港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」の公布による
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保険担当)	保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	介護保険担当課長 後藤 邦正	介護保険課長 小笹 美由紀	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保険担当)	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉支援部 高齢者支援課 介護給付係 電話番号 03-3578-2876	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険料係 電話番号 03-3578-2891	事後	組織改正のため
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 2.港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項 別表第一第1項 第11条の2第2項 別表第二第1項、第25項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 2.港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項 別表第一第1項 第11条の2第2項 別表第二第1項、第38項	事後	区条例改正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 小笹 美由紀	介護保険課長 大原 裕美子	事後	人事異動のため
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	未記載	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 2.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項別表第一 第1項 第11条の2第2項別表第二 第1項、第38項 3.港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱 4.港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 5.港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱	事前	情報連携開始に伴う記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険課長 大原 裕美子	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険料係 電話番号 03-3578-2891	保健福祉支援部 介護保険課 介護給付係 電話番号 03-3578-2877	事後	担当係変更のため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号	1.番号法第19条第9号	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	2.取扱者数 算定方法	②各支所区民課	②各総合支所区民課	事後	組織名称の修正(過去の組織改正時未修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業 ②介護保険サービス利用者負担額助成に関する事務 ③利用者負担額軽減実施法人助成事業に関する事務	①介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成に関する業務 ②介護保険サービス利用者負担額助成に関する業務 ③利用者負担額軽減実施法人助成事業に関する業務	事後	公金受取口座登録制度の開始による変更
令和4年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3.港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱	削除	事後	要綱廃止のため
令和4年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	4.港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 5.港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱	3.港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 4.港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱	事後	項番修正
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第1項別表第一 第1項 第11条の2第2項別表第二 第1項、第38項	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第1項 別表第二第1項、第38項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第1項別表第一 第1項 第11条の2第2項別表第二 第1項、第38項	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第1項 別表第二第1項、第38項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため